

## アイフル レター - vol.6 -

### 1. 新株予約権付社債（CB）の株式転換について

安定的な経営原資の確保による財務基盤の強化を図り、弊社は、平成20年2月に700億円の新株予約権付社債（CB）の発行による資金調達を行いました。

この度、CB保有の投資家による転換権が行使され、平成21年3月18日までに700億円のCBが983円の転換価格ですべて当社の普通株式に転換されました。これに伴い、弊社の発行済株式数は転換前に比べ、約7,121万株（42.5%）増加し、23,868万株となりました。一方、弊社のバランスシートでは、負債が700億円減少するとともに、純資産が700億円の増加（資本金と資本準備金はそれぞれ350億円増加）となっております。

今回のCBの株式転換によって、弊社の自己資本は大幅に増強されました。既に発表済みの弊社の平成20年12月末時点（第3四半期決算期末）における自己資本比率は連結で18.4%、単体で24.9%ですが、仮にその時点で700億円のCB全額が株式に転換していたとすると、自己資本比率は連結で22.4%、単体で30.2%となります。

現在、米国のサブプライムローン問題の深刻化による世界的な金融機能不全が顕在化しております。厳しい環境下で、CBの発行、転換が、自己資本の拡充、すなわち弊社の財務基盤の強化、安全性の向上を目的としたものであり、ご理解頂ければ幸いです。

#### 【ご参考】

《転換前（平成21年1月4日）と転換後（平成21年3月18日）の発行済株式数および資本金の額の推移》

	転換前(A)	転換(B)	転換後(A + B)
発行済株式数(株)	167,475,000	71,210,568	238,685,568
株主資本(百万円)	—	70,000	—
うち資本金(百万円)	108,324	35,000	143,324

《自己資本比率（平成20年12月末時点と、仮にその時点で700億円のCB全額が株式転換されていた場合の比較）》

	平成20年12月末現在(A)	転換されていた場合(B)	差異(B - A)
連結	18.4%	22.4%	4.0
単体	24.9%	30.2%	5.3

## 2. 貸金業法・自主規制について ～ 「取立行為規制の強化」編 ～

第6回目は、「取立行為規制の強化」についてです。

債権の取立については、これまでも厳しい取立規制が課せられ、貸金業規制法の下では、貸金業を営む者の威迫や平穩を害する言動により、債務者等が困惑することが取立規制違反の要件になっていましたが、貸金業法 21 条では禁止される行為について具体的に例示され、禁止行為がなされた場合には、相手方の認識等に関わらず処分されることとなりました。

下に法21条に関連した想定問答を例示しておりますが、弊社ではこれまでも、例示した行為を含め、取り立て行為に関し厳しい社内倫理規定を定め遵守してまいりました。今後も継続して行ってまいります。

Q：夜の11時や12時に取立ての電話がくることはあるの？

A：正当な理由なく、社会通念に照らし不適当と認められる時間帯（午後9時から午前8時まで）に電話・FAX・居宅訪問による取立てを行うことは法律で禁止されています。

また、自主規制では、不適当な時期（親族の冠婚葬祭時、年末年始（12月31日から1月3日）、債務者等の入院時等）においても取立てを行うことも禁止しています。

Q：取立ての電話や文書等、頻繁にくるの？

A：電話での取立ては1日の回数が制限されており、文書も前回送付からの間隔が決められています。

Q：夫の債務を妻の私が請求されることはあるの？

A：貸金業法 21 条 6 項では、債務者以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求することは禁止されています。

Q：債務処理を弁護士に依頼した場合でも貸金業者から直接請求されることはあるの？

A：債務者等が債務処理を弁護士（弁護士法人含む）もしくは司法書士（司法書士法人含む）に委託し、またはその処理のために必要な裁判所における民事事件の手続きをとったことが、弁護士または司法書士、裁判所から通知された場合、または債務者等からの電話その他の方法をもって判明した場合、その後債務者等に支払いを要求することは禁止されています。

ご返済についてのご相談は、弊社フリーダイヤル0120-109-437

または、日本貸金業協会相談窓口0570-051-051までお問い合わせください。

貸金業法 21 条 1 項に違反した場合、行政処分（業務改善命令、業務停止、登録取消）の対象となります。また、違反者については、2 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金またはその併科、違反者を雇用している法人は 300 万円以下の罰金刑に処せられることとなります。

この他にも貸金業法や監督指針、自主規制等で取立行為は厳しく規制されており、当社もこれに沿った社内規定を設け、適正な業務運営を行い、資金需要者の利益の保護を図っております。

以上

アイフル株式会社 広報部

TEL：03-4503-6050

ホームページアドレス <http://aiful.jp>